

要約

統一テーマ：資金決済法制の現状と将来

金融法の体系の中の「資金決済法」

得津晶（一橋大学）

本報告では、統一テーマである I. 「支払決済法」が講学上の金融法体系（とりわけ金融監督法）においてどのように位置づけられるか、そして II. 支払決済手段は私法上どのように位置づけられるかを扱う。

I. 金融監督法において、これまで資金決済は「為替取引」として銀行業の一部とされてきたところ、2009年資金決済法以降、資金決済が銀行から「独立」して規制されるようになった。このような現象を理論上どのように位置づけるのか。

銀行法において資金決済が規制される根拠は、預金の受入れと貸付の兼営と同様に、「システムリスク」とされてきた（岩原紳作「銀行の決済機能と為替業務の排他性」『金融法論集（上）』73-74頁）。だが、そこでいう「システムリスク」には①連鎖倒産のおそれ（ネットワーク効果）と②預金と貸付の流動性ミスマッチを原因とする取り付けをめぐる囚人のジレンマ状況の2つの異なる意味がある。預金の受入れと貸付の兼営は②流動性ミスマッチの問題を招来するのに対し、資金決済によって生じるのはあくまで①連鎖倒産のおそれにとどまる。システムリスク概念をこのように区分することで、②流動性ミスマッチから生じる囚人のジレンマ状況においては預金保険の必要性とそれに伴うモラルハザードから法によるモニタリングが強く要請されるのに対し、①連鎖倒産のおそれに対しては倒産隔離の仕組みだけで足りることとなる。ここに資金決済法の「独立」の理由がある。

II. そして、資金決済法制において重要となる倒産隔離を設計するにはそもそも資金決済手段が倒産時（特に誤振込や無権限取引の場面）にいかなる規律に服するのかの議論が必要となる。これまでは、物権なのか債権なのか、あるいは金銭なのかといった法的性質論のみとリンクして議論がなされてきた。だが、暗号資産・ステーブルコインといった新たな支払手段が登場する中で既存の法的性質論から演繹的に結論を導く論法は限界を迎え、機能主義的に把握する必要に迫られている。その中で、従来から存在する銀行預金振込取引・証券口座決済との対比から、倒産隔離効を決めるのは、法的性質論ではなく帰属の判断が可能となる種類物性（特定物性）の程度の問題であるとの試論を提示する。

参考文献

- ・ 金融審議会「金融制度スタディ・グループ中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて」（平成30年6月19日）
- ・ 得津晶「フィンテック・電子決済・暗号通貨」法学セミナー785号（2020）52-59
- ・ Akira Tokutsu, *The 'Independence Day' of Payments Law?*, in MARK FENWICK, ET AL. EDS., *REGULATING FINTECH IN ASIA* (Springer, 2020) pp. 139-162
- ・ 得津晶「権利付きトークンの私法上の地位—論点整理のために（上）—（下）」NBL1182号14-22頁、1183号23-31頁、1184号40-46頁（2020）
- ・ 得津晶「権利付きトークンの法的地位：デジタル資産の捉え方」日本銀行金融研究所セミナー講演（2021）<https://researchmap.jp/tokutsu/presentations/35934113>